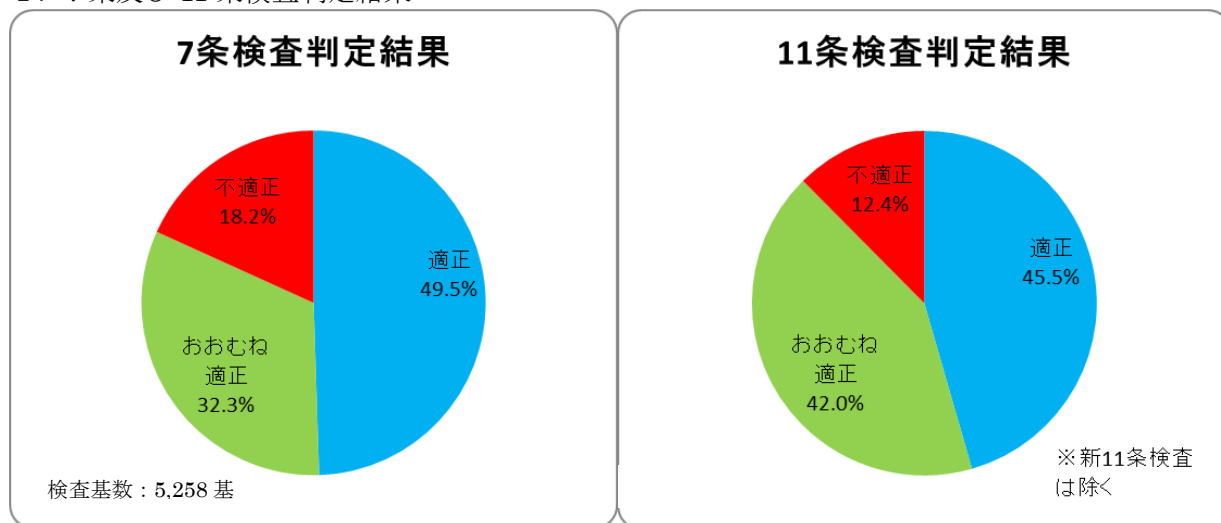


法定検査結果

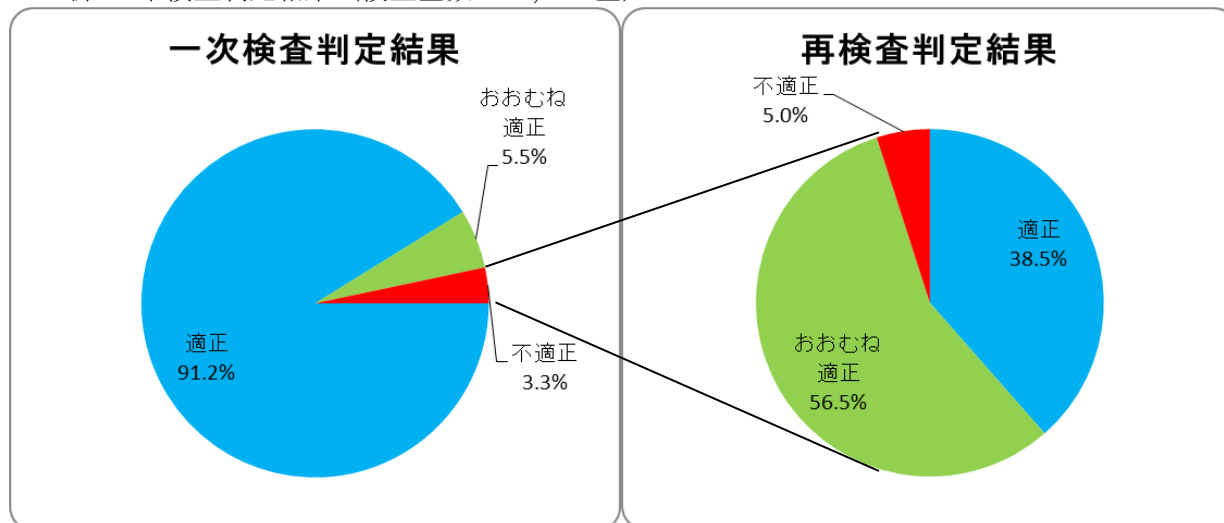
24年度法定検査を実施した結果は次のとおりです。

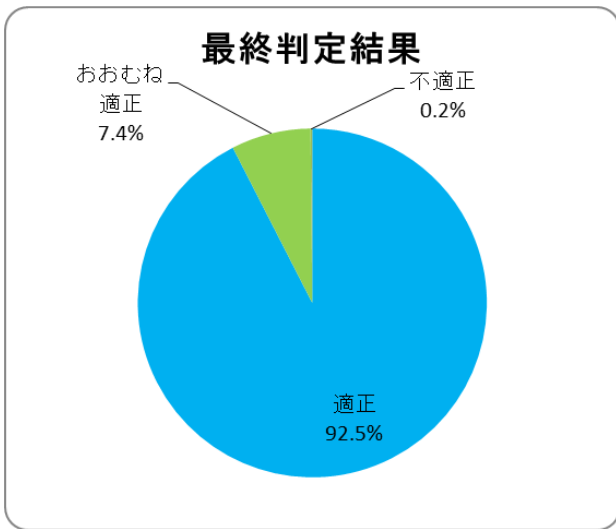
1. 7条及び11条検査判定結果



23年度と比較し、7条検査の不適正率は0.4ポイント上昇しました。これは、実施基数が大きく伸びた地域の保守点検実施率が、他の地域と比較し低かったことが要因となっています。一方、11条検査については、1.7ポイント減少しました。

2. 新11条検査判定結果 (検査基数: 32,862 基)

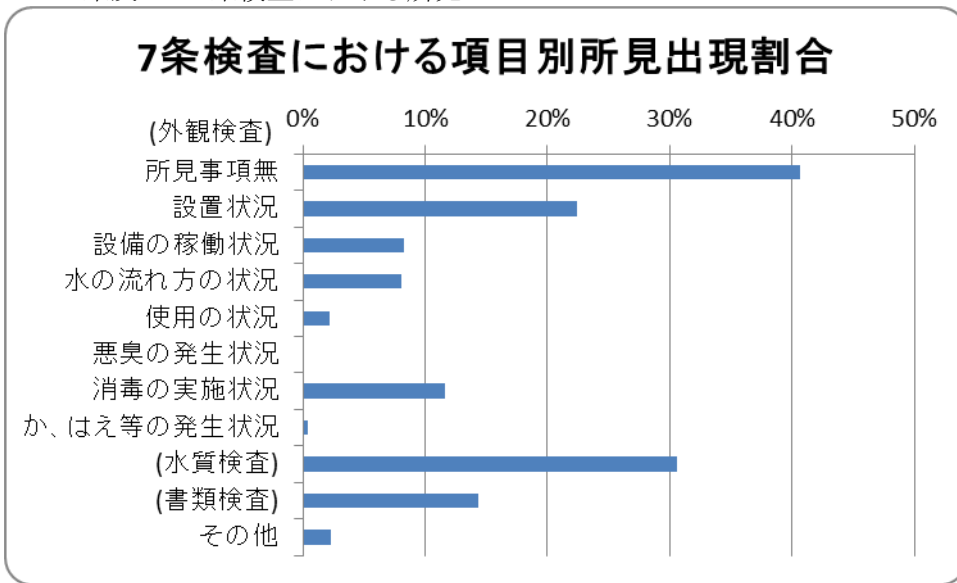




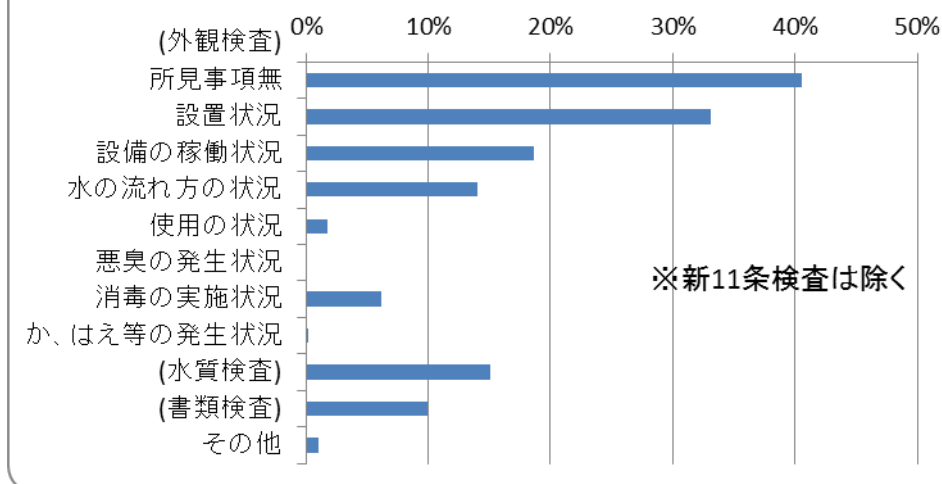
一次検査の不適合率は、23年度と比較し0.2ポイント上昇しました。24年度は、検査員による5年目検査に移行したものが多く、また反対に、メンテナンスステップアップ事業により申し込みを受け新11条検査に移行したものが多くあったので、これまでの減少傾向と異なると結果になったと考えられます。

一次検査不適合の要因としては、清掃時期、内部設備の固定状況、使用の状況などの問題が原因となっています。

3. 7条及び11条検査における所見



11条検査における項目別所見出現割合



7条検査において、外観検査項目では例年と同じ設置状況、消毒の実施状況項目の所見が多く見られます。ただし、設置状況項目は23年度と比較し4ポイント減少しています。一方、消毒の実施状況項目は23年度と同じ12%でした。

水質検査項目では、BOD（18.5%）、透視度（14.7%）の順に基準値オーバーの浄化槽がありました。（BOD分析結果の詳細は、「4.7条及び新11条検査におけるBOD分析結果（合併処理浄化槽のみ）を参照してください。」）

書類検査では、保守点検の実施状況に関する所見（15.3%）がほとんどです。この割合は、23年度と比較し1.6ポイント増加しました。

11条検査において、外観検査では設置状況、設備の稼働状況、水の流れ方の状況の順に多く、これまでの傾向と変化はありませんでした。ただ、設置状況については23年度と比較し10ポイント以上増加しています。これは、メンテナンスステップアップ事業により新規に申し込みがあった古い浄化槽に設備に関する問題点があったため、数値が増加したものと考えられます。設備の稼働状況の所見では、送風機やポンプの稼働状況に関する所見が半分以上占めています。水の流れ方の所見では、各単位装置間の水位及び水流の状況に関する所見が1/3以上と一番多くなっています。

水質検査では、透視度に関する所見が一番多く23年度と同じ9.7%となっています。言い換えると、10基に1基は透視度の基準値を超えているということです。

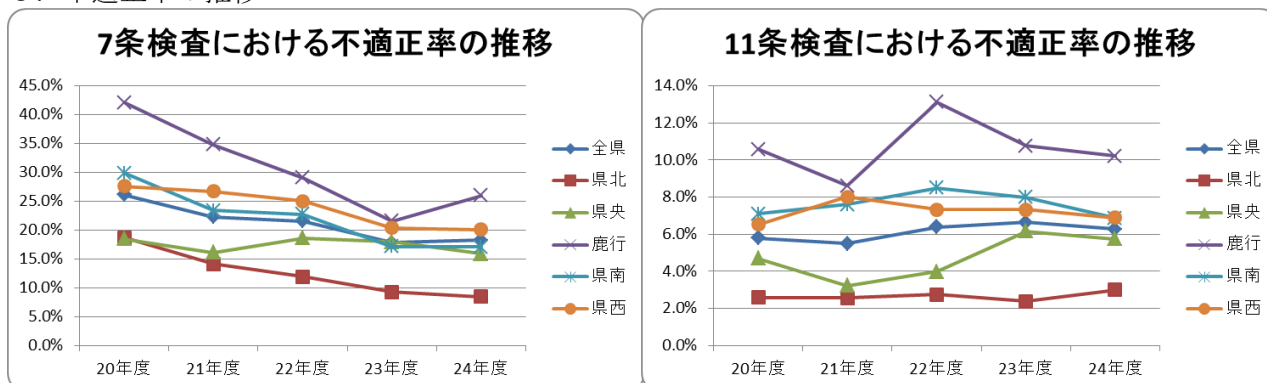
書類検査では、7条検査と同じく保守点検の実施状況に関する所見（7.9%）がほとんどです。23年度よりは1.1ポイント減少していますが、新規申込浄化槽の11条検査での保守点検実施率が、継続11条検査の保守点検実施率と比較し低いので、全体的な保守点検実施状況に関する所見の割合があまり減少しない傾向にあります。

4. 7条及び新11条検査におけるBOD分析結果（合併処理浄化槽のみ）

BODの範囲 (mg/l)	検査種別					
	7条検査				新11条検査	
	50人槽以下	割合%	51人槽以上	割合%	10人槽以下	割合%
$x \leq 5$	2,074	39.9	23	39.0	13,783	44.4
$5 < x \leq 10$	1,191	22.9	15	25.4	8,197	26.4
$10 < x \leq 15$	681	13.1	7	11.9	4,373	14.1
$15 < x \leq 20$	292	5.6	6	10.2	1,853	6.0
$20 < x \leq 30$	387	7.4	2	3.4	1,776	5.7
$30 < x \leq 40$	168	3.2	2	3.4	541	1.7
$40 < x \leq 50$	107	2.1	1	1.7	213	0.7
$50 < x \leq 60$	66	1.3		0.0	101	0.3
$60 < x \leq 90$	114	2.2	2	3.4	131	0.4
$90 < x \leq 120$	49	0.9		0.0	26	0.1
$120 < x \leq 160$	30	0.6		0.0	21	0.1
$160 < x$	40	0.8	1	1.7	14	0.0

- ※1 浄化槽法による放流水の技術上の基準は、20 mg/l 以下であることとなっています。
- ※2 7条検査においては、60 mg/l 超の場合、それをもって判定が不適正となります。
- ※3 新11条検査においては、30 mg/l 超の場合、再検査の対象となります。

5. 不適正率の推移



6. 保守点検実施率の推移

